

書類省略について ～省略される方は必ずお読みください～

マイナンバーの取得に伴い、住民票および課税証明書の省略が可能となる場合があります。
書類省略を希望される場合、必ずご熟読いただきますようお願いいたします。



書類省略方法

☐ 申請書の「マイナンバー連携（一部書類の提出省略）を希望する」にチェックする。

☐ 世帯調書に受診者および支給認定基準世帯員(※)のマイナンバーを記載する。

※市町村名は、1月～6月までに申請する場合は、前年の1月1日時点の住所、
7月～12月に申請する場合は、申請年の1月1日時点の住所を記載してください。
※住民票のみの省略を希望される場合は、受診者の情報のみを記載してください。

☐ 受診者の個人番号カード(裏面)を提示する。

☐ 申請者の身元確認書類を提示する。

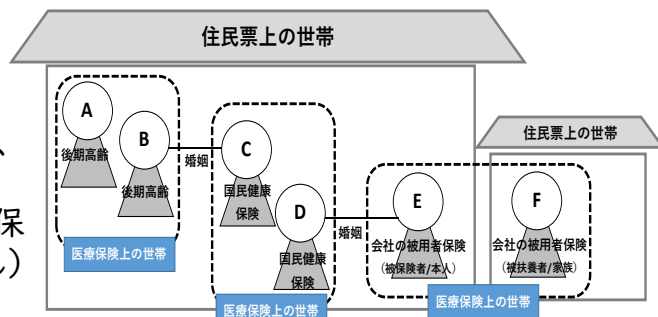
※個人番号の確認・身元確認については、
別紙「マイナンバー（個人番号）の記載について」をご参照ください。

※支給認定基準世帯とは

住民票上の世帯とは異なります。

原則は、患者と同じ医療保険に加入している方が、
支給認定基準「世帯」となります。

(住民票上同じ世帯であっても、加入している医療保
険が異なる方は、支給認定基準世帯には含みません)



医療保険の種類		支給認定基準世帯員の範囲
☐ 国民健康保険(市町村国保) ☐ 業種別国民健康保険組合(土建国保、建設国保、医師国保など)		同一保険加入者(記号・番号が同じ) (ただし、本人以外の16歳未満の方を除く)
☐ 後期高齢者医療広域連合		同じ世帯で後期高齢者加入されている方全員
☐ 被用者保険 (全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合など)	☐ 受診者が被保険者	受診者本人
	☐ 受診者以外が被保険者	受診者本人及び被保険者

(参考) マイナポータルから市町村民税の税額等を確認する方法

step1 マイナポータルにログイン。

step2 その他わたしの情報を選択。

step3 税・所得・口座情報を選択。

step4 税・所得を選択。

step5 年度を指定して、確認するを選択。

※6月以前の申請の場合は、昨年度を選択。

7月以降の申請の場合は、今年度を選択。

step6 回答結果一覧から、階層区分の基準に応じて確認。

詳しくは **マイナポータル 操作マニュアル** で検索

**必ず裏面の
「マイナンバー（個人番号）による書類省略に関する留意事項」もご確認ください。**

❗書類省略を行うにあたり、以下の点にご留意ください❗

- 省略できるのは、世帯調書に個人番号の記載がある方の課税証明書及び住民票となります。
（住民票の省略のみ希望される場合は、受診者本人のみの記載で構いません。）
ただし、業種別国民健康保険組合加入者・被用者保険非課税の方の課税証明書の省略はできません。
- 支給認定基準世帯員の個人番号は、申請者が個人番号カード等で確認しながら間違いがないよう自己の責任で記載してください。
- 市町村民税の申告をしていない場合、課税情報の取得ができません。
- 税未申告等により個人番号で情報を取得できなかった場合は、後日、書類の提出を求める場合があります。
※提出がない場合は上位所得（D）として取り扱います。
- 非課税であった場合は、課税情報に記載されていない収入に関して申請書内「申立欄」の「市町村民税が非課税であって収入金額が80万円である」に☒がない場合は、B2になります。
- 省略した場合、受付時に階層の確認ができないため、階層区分の変更申請案内は行いません。
マイナポータルなどからご自身でご確認のうえ、あらかじめ変更申請書の提出をお願いします。
※生活保護等（A）に移行する場合を除き、現在の階層区分が生活保護等（A）及び低所得Ⅰ（BⅠ）については、変更申請の提出は必要ありません。（自己負担上限額が下がる場合がないため。）
- 6月以前の申請の場合は「昨年度」、7月以降の申請の場合は「新年度」の課税情報で判定します。
- 情報連携には数日を要します。そのため、省略した場合、書類を添付して申請する場合より受給者証交付までに時間がかかる可能性があります。